

9

駐車場

整備の基本的な考え方

- 車椅子使用者等が利用できる駐車施設の確保は大変重要であり、施設の用途・規模によっては、小型車からバス仕様までの奥行きについて検討し、多くの車椅子使用者が同時に複数の駐車施設を利用することを想定して、できるかぎり多くの駐車施設を確保する。
- 車椅子使用者用駐車施設は、主要な出入口に最も近い場所に設け、道路からも容易に視認できるよう配慮して案内表示する。
- 立位がとれない利用者や、手や指の不自由な利用者も円滑に利用できるよう、発券機や精算機等は曲がり角や斜路部分に設けず、設置位置や高さ等を工夫し、助手席からも利用できるように配慮する。

整備基準	解説	望ましい水準
<p>(1) 別表第1の1から4まで、8((1)から(4)までの施設に限る。)、10、11((1)から(7)までの施設に限る。)及び13に掲げる公共的施設、用途面積が500㎡以上の同表の8((6)から(11)までの施設に限る。)に掲げる公共的施設、用途面積が1,000㎡以上の同表の7に掲げる公共的施設並びに用途面積が2,000㎡以上の同表の9((1)の施設に限る。)に掲げる公共的施設で、利用者の利用に供する駐車場を設ける場合には、当該駐車場に設ける駐車施設の数(当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下(1)において同じ。)が200以下のものにあつては当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。)以上の、当該駐車施設の数に200を超えるものにあつては当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。)に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合その他の車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして市長が別に定める場合は、この限りでない。</p>	<p>◀左欄記載施設▶</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「別表第1の1から4まで、8((1)から(4)までの施設に限る。)、10、11((1)から(7)までの施設に限る。)及び13に掲げる公共的施設」：官公庁の施設、社会福祉施設、医療施設、教育文化施設、金融機関店舗、ガス事業者営業所等、電気事業者営業所等、電気通信事業者営業所等、事務所、地下街、公衆便所、公衆浴場、劇場等、路外駐車場、展示場、運動施設、複合施設 ◆「用途面積が500㎡以上の同表の8((6)から(11)までの施設に限る。)に掲げる公共的施設」：用途面積500㎡以上の薬局、物販店舗、飲食店、キャバレー等、サービス業店舗、学習塾等 ◆「用途面積が1,000㎡以上の同表の7に掲げる公共的施設」：用途面積1,000㎡以上の宿泊施設 ◆「用途面積が2,000㎡以上の同表の9((1)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」：用途面積2,000㎡以上の共同住宅 <p>●「駐車場」には、施設に付属する駐車場、路外駐車場を含む。</p> <p>●車椅子使用者用駐車施設を駐車台数200台以下では駐車台数×2/100台以上、駐車台数200台を超える場合は、駐車台数×1/100台に2を加えた数以上設ける。</p> <p>●台数計算において小数が生じた場合は、整数に切り上げて得た台数以上を整備する。</p> <p>●従業員のみが利用する駐車場は「利用者の利用に供する駐車場」に該当しない。</p> <p>●公共用充電施設を有する駐車施設等の使用者が限定される駐車施設は、「当該駐車場に設ける駐車施設」に該当しない。</p> <p>●同一敷地内に複数の駐車場を設ける場合は、駐車施設の総数に対して、必要な車椅子使用者用駐車施設の数を選定する。</p> <p>→図「□同一敷地内に複数の駐車場を設ける場合の例」(94頁参照)</p> <p>【市長が別に定める階等】</p> <p>◇「車椅子使用者が駐車場を使用する上で支障がないものとして市長が別に定める場合」： 「川崎市福祉のまちづくり条例施行規則の規定により市長が別に定める階等(令和7年告示第272号)」(243頁参照)第4項に定めるもの</p> <p>→「□車椅子使用者が円滑に乗降可能な機械式駐車場の例」(94頁参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○その他の公共的施設においても、車椅子使用者用駐車施設を設ける。 ○駐車台数×2/100台以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。 ○2台分以上のスペースを並べて設ける。

整備基準	解説	望ましい水準
(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。	→図「□駐車場の整備例」(95 頁)を参照	
ア 駐車施設の寸法	<p>幅は 350cm 以上、奥行きは 500cm 以上とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●標準駐車施設は、通常 250cm 以上×500cm 以上である。 ●車止めを適切に処置すること。 ●国際シンボルマークにより、車椅子使用者用駐車施設であることを表示すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○1 台以上は、幅 370cm 以上、奥行き 600cm 以上 ○乗降用スペースは、左右両方に設ける。 ○車椅子使用者の雨天時の乗降に困難が生じないよう、自動車・車椅子間の乗降や車椅子による乗降を想定しているスペースの上に、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等の車両高さ (230cm 以上) に対応した高さの屋根又は庇を設ける。 ○車椅子用リフト付き車両 (バンタイプ) の後部ドアの開閉に対応した奥行きを確保する。
イ 設置位置	<p>1 の (1) のウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「1 の(1)のウに定める経路」：車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの移動等円滑化経路 ●他の自動車との動線との交差を避け、車椅子使用者用駐車施設はできるだけ建物の出入口に近い位置に設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○車椅子使用者用駐車施設のほかに、安全に乗降できるように、車寄せを設ける。
ウ 設置場所	<p>平たんな場所に設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●車椅子と自動車の座席との乗り移りの際に、車椅子使用者が体勢を安定でき、車椅子が自走しないように傾斜した場所には設けないこと。 	

□同一敷地内に複数の駐車場を設ける場合の例

複数の駐車場を設ける場合	
車椅子使用者用 駐車施設の設置 イメージ	
車椅子使用者用 駐車施設の必要 設置数	駐車施設の総数 90+60+70+80=300台 $300台 \times 1\% + 2 = 5台$ ※駐車場①～④での配置は任意

資料：「バリアフリー法逐条解説（建築物） 追補版（令和7[2025]年3月）」（日本建築行政会議）p74を加工して作成

□車椅子使用者が円滑に乗降可能な機械式駐車場の例

<車椅子使用者が円滑に乗降可能な機械式駐車場の例>

		複数の駐車場を設ける場合①	複数の駐車場を設ける場合②
車椅子使用者用 駐車施設の設置 イメージ			
		※車椅子使用者が円滑に自動車に乗降 することが可能な機械式駐車場	①90台分の駐車施設のうち、10台分がバリアフリー 対応している機械式駐車場 ②車椅子使用者が円滑に自動車に乗降する ことが可能な場所を設けない機械式駐車場
車椅子使用者用 駐車施設の 必要設置数		駐車場施設の総数 100+20=120台 $120台 \times 2\% = 3台$ 車椅子使用者用駐車施設の数 平面1台+機械式20台=21台 > 3台	駐車場施設の総数 100+90+80=270台 $270台 \times 1\% + 2台 = 5台$ 車椅子使用者用駐車施設の数 平面1台+機械式①10台=11台 > 5台

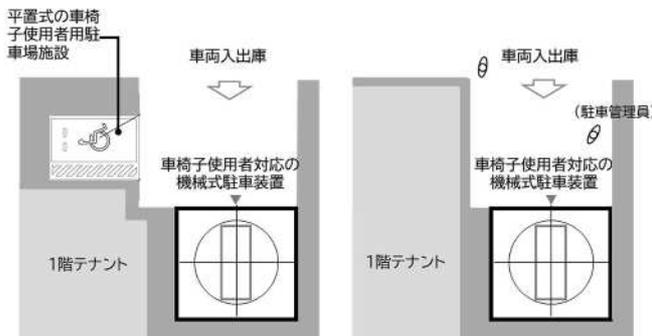
資料：「バリアフリー法逐条解説（建築物） 追補版（令和7[2025]年3月）」（日本建築行政会議）p75を加工して作成

memo

■車椅子使用者対応の機械式駐車装置の留意点

- ・狭小敷地の場合等で、やむを得ず機械式駐車装置により確保する場合には、駐車場管理員の配置や当該駐車装置の特性に応じた安全対策を講じる等、車椅子使用者の利用に支障がないものとする。

<車椅子使用者に対応した機械式駐車装置の例>



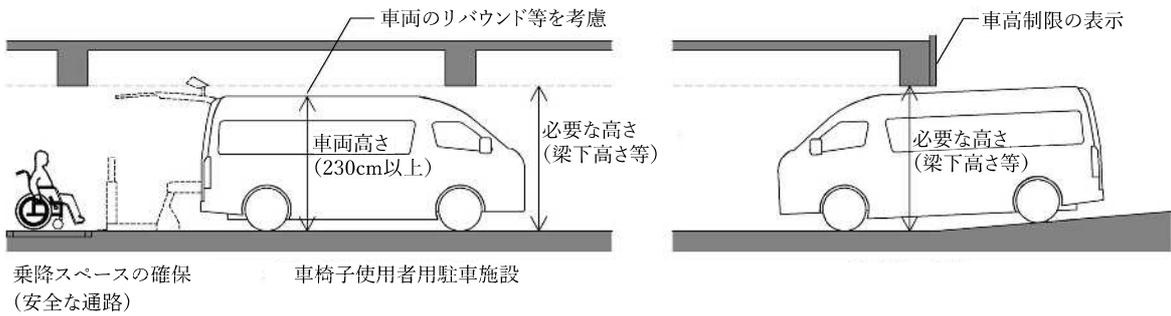
・平置式の車椅子使用者用
駐車施設がある場合

・車椅子使用者対応の機械
式駐車装置のみ

- ・機械式駐車装置では、駐車場管理員の介助がなくても車椅子使用者が自力で乗降できるよう、駐車装置の操作盤を車椅子使用者が容易に操作できる位置に設ける。
- ・乗降スペースを車両の駐車位置の両側に設ける。乗降スペースの寸法は、車椅子の回転を考慮して幅140cm以上×奥行170cm以上とし、乗降スペースから機械式駐車装置の外まで車椅子が円滑に移動できる幅90cm以上の通路を確保する。
- ・機械式駐車装置の段差及び床の間隙は2cm以下とし、幅は乗降スペースを含め350cm以上とする。
- ・通常、車椅子使用者用駐車施設と同様、高齢者、障害者等の見やすい位置に、容易に識別できる標識を設ける。
- ・入庫可能な車両の高さは駐車場全体計画（平置式等を含む）を考慮し設定する。

資料：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7[2025]年5月）」（国土交通省）p40を加工して作成

■ 車椅子使用者用駐車施設(屋内)の例





■ 後部ドア側の車椅子使用者送迎用の自動車の乗降スペースの留意点



300cm程度

- ・後部ドアから車椅子使用者の乗降のためのスロープ・リフトの出る車両の利用を考慮し、後部ドアからのスロープ・リフトによる乗降が可能な車寄せ・スペースを建築物の出入口付近に設置すること、又は車椅子使用者用駐車施設の後部に奥行き300cm程度の乗降スペースを確保することが望ましい。
- ・車椅子使用者の円滑な乗降のため、舗装は水平とする。(排水のために必要な勾配を除く。)

資料：上図全て「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7[2025]年5月）」（国土交通省）p 38、39を加工して作成

